

国際開発協会への加盟に伴う措置に関する法律及び米州投資公社への加盟に伴う措置に関する

法律の一部を改正する法律案(閣法第七号) (衆議院送付) 要旨

本法律案は、国際開発協会の第二十二次増資に応じるため、我が国が追加出資を行うことを政府に授權する規定を追加するほか、米州投資公社の第三次増資に応じるため、我が国が追加出資を行うに当たり、当該出資について国債で出資することを可能とするものであり、その主な内容は次のとおりである。

- 一、国際開発協会に対する出資総額が増額されることとなることに伴い、政府は、同協会に対し、従来の出資の額のほか、四千六百四十一億五千七百五十万円の範囲内において出資することができることとする。
- 二、政府は、米州投資公社に対して出資する合衆国ドルの全部又は一部を、国債で出資することができることとし、当該国債の発行条件、償還等については、国際復興開発銀行の例に準ずることとする。
- 三、この法律は、公布の日から施行する。